

越谷市家庭的保育事業等認可・確認に関する基準

平成27年6月1日市長決裁・平成28年6月7日市長決裁
平成30年3月29日市長決裁・令和元年10月28日市長決裁
令和2年3月31日市長決裁・令和2年12月28日市長決裁
令和6年6月28日市長決裁・令和7年3月28日市長決裁

第1 目的

この基準は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の15第2項の規定に基づく家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業(以下「家庭的保育事業等」という。)の認可及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第43条第1項の規定に基づく確認について、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)、越谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第21号。以下「認可基準条例」という。)、越谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成27年規則第96号。以下「認可基準規則」という。)及び越谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第20号。以下「確認基準条例」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、適正な認可及び確認を行うことを目的とする。

第2 認可の基本方針

家庭的保育事業等の認可に当たっては、「越谷市こども計画」に基づき、人口、就学前児童数、待機児童数、延長保育等多様な保育サービスに対する需要及び将来の動向などを踏まえ、その必要性を審査するものとする。

第3 事業者

家庭的保育事業等を行う者(以下「事業者」という。)が、社会福祉法人又は学校法人(以下「社会福祉法人等」という。)である場合にあっては別表1に掲げる要件を満たすこととし、社会福祉法人等以外の者である場合にあっては別表2の要件を満たすこととする。

第4 家庭的保育事業等を行う事業所の立地条件等

1 位置

家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。)を行う事業所の位置は、通所事業を行う場所として、安全性、利便性があり、事業所を開設する

ことについて、周辺住民への説明及び調整が、十分になされていること。

2 名称

家庭的保育事業等を行う事業所(以下「事業所」という。)の名称は、公序良俗に反しないものであり、かつ、すでに市内にある認定こども園、保育所、幼稚園、事業所又は認可外保育施設と同一又は紛らわしいものでないこと。

3 定員

(1) 認可定員

認可定員は、児童福祉法及び認可基準条例に定めるところによる。この場合において、小規模保育事業及び事業所内保育事業の定員は、原則、各年齢別に定めるものとし、1歳児から2歳児までの各年齢の定員は、1つ下の年齢の定員以上の数とするものとする。

(2) 利用定員

利用定員は、原則として認可定員と同数で定めるものとする。

(3) 定員の弾力化

家庭的保育事業等(家庭的保育事業を除く。)は、総定員の範囲内で受け入れることを原則とするが、認可基準条例、認可基準規則及びこの基準に定める設備及び職員配置の基準を下回らない範囲内で、定員を超えて保育を実施することができる。ただし、連続する過去の5年度間に常に定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率(当該年度内における各月初日の在所人員の総和を各月初日の利用定員の総和で除したもの)が120%以上であるときは、定員の見直しを行うものとする。

第5 事業の用に供する土地及び建物並びに事業所の構造、設備等

1 土地及び建物の権利

事業者は、家庭的保育事業等の用に供する土地及び建物いずれについても、所有権を有し、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることが原則であるが、国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けて家庭的保育事業等を行う場合は、別表3に掲げる要件を満たすこと。この場合において、貸与を受ける土地又は建物については、抵当権等の制限物権その他の事業所の運営に支障となる権利が付されていないことが望ましいこと。

2 事業所に係る耐震

(1) 事業所は、昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建築物である

こと。

(2) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された建築物又は同日において工事中であった建築物である場合は、認可基準規則第 2 条の規定に基づき、次に掲げる基準を満たすための改修を行っていることが必要であるが、当該基準の診断に当たっては、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成 18 年国土交通省告示第 184 号)」に定める方法により行うこと。

ア 木造の場合

構造耐震指標 1.0 以上。構造耐震指標が 1.0 未満の場合は、地震により当該建築物が倒壊し、又は崩壊しても安全な空間が確保できるよう、耐震シェルター等の設置を行っているもの

イ 鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の場合

各階の構造耐震指標 0.6 以上で、かつ、各階の保有水平耐力に係る指標 1.0 以上。ただし、指標を算定することなく構造躯体の耐震性に係わる要件による判定が可能な場合は、当該要件を満たし当該建築物が必要とされる耐震性を有していると判定されること。

(2) 前号の基準を満たしていることの確認は、耐震診断報告書、耐震診断補強工事実施済みを証明する書類等により確認するものとする。

3 事業所の 2 方向避難

事業所は、火災等の非常時に乳幼児の避難上有効な出口を 2 以上設け、かつ、当該出口に通ずる避難上有効な通路を 2 以上設けること。

4 事業所の構造及び設備

事業所の構造及び設備は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)、消防法(昭和 23 年法律第 186 号)その他関係法令、認可基準条例及び認可基準規則に定めるもののほか、採光及び換気等の保健衛生並びに危害防止に十分考慮し、別表 4 に定める基準を満たすこと。

5 居宅訪問型保育事業所の設備、備品等

(1) 居宅訪問型保育事業は保育を必要とする乳幼児の居宅での保育であるため、1 から 4 までの規定については、居宅訪問型保育事業には適用しない。

(2) 乳幼児の居宅での保育という点を踏まえても、事業運営のためには、乳幼児等の個人情報を保管するキャビネット、事業運営に使用する情報機器等が必要であることから、居宅訪問型保育事業所には、居宅訪問型保育事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画として、当

該キャビネットや情報機器等を設置する事務スペースを設ける必要があること。また、居宅訪問型保育事業所に備えるべき設備及び備品等として、当該キャビネットや情報機器等のほか、保育に使用する備品等(認可基準条例第37条第1号に規定する保育を行う場合にあっては、当該保育に使用する備品等を含む。)についても、必要に応じて備えること。

- (3) 居宅訪問型保育事業の用に供する土地又は建物について、国又は地方公共団体以外の者から貸与を受ける場合は、別表3に掲げる要件のうち、2、3及び5を満たすこと。

第6 職員

1 管理者

- (1) 管理者(児童福祉法施行規則第36条の36第1項第4号の福祉の実務を担当する幹部職員をいう。以下同じ。)は、児童福祉事業に熱意があり、事業を適正に運営できる者であることとし、社会福祉法人等以外の者が事業者となる場合は、別表2の3に定める要件を満たすこと。
- (2) 管理者は、所長、園長などの名称にかかわらず、事業所において保育を行う乳幼児の健康と安全に責任を負い、保護者や関係機関との連携の構築・強化、職員の資質の向上等の役割を持つ。したがって、当該事業所内の他の職員の指示・監督により業務を行う者は管理者とはみなさないものとする。
- (3) 管理者の専任については、以下の要件に該当しない場合は、専任と判断しないものとする。
- ア 常時、実際に当該事業所の管理運営の業務に専従していること。
- イ 管理者就任中は2以上の施設や他の事業、会社等と兼務することなく、管理者の職務に専念すること。
- (4) 事業者の代表者が管理者を兼任する場合については、次の条件を満たしていること。この場合において、当該事業者における実施事業が当該事業所のみのときは、専任として取り扱うものとする。
- ア 公共性が確保されているとともに公正な運営がなされており、今後も引き続き適正な運営が確保できること。
- イ 他に適当な人材を求めることが困難であること。
- ウ アの要件を具備しているかどうかの判断は、「越谷市保育所認可・確認に関する基準(平成27年7月15日市長決裁)」の第6の1の(4)に定める「社会福祉法人の公共性・公正な運営の確保に係る判断基準」に準じて行うものとする。

2 乳幼児の保育に従事する職員

(1) 家庭的保育事業及び小規模保育事業C型

ア 家庭的保育者(保育士資格を有する者に限る。)は、次に掲げるいずれかの研修を修了した者とする。

(ア) 子育て支援員研修(「子育て支援員研修事業実施要綱(平成27年5月21日付け雇児発0251第18号厚生労働省雇用均等局・児童家庭局長通知別紙)」に定める研修カリキュラムに基づいて適正に行われた研修をいう。以下同じ。)の専門研修(地域保育コース(地域型保育))

(イ) 家庭的保育者等研修(「多様な保育研修事業実施要綱(平成27年5月21日付け雇児発0251第19号厚生労働省雇用均等局・児童家庭局長通知別添4)」に定める研修カリキュラムに基づいて適正に行われた研修をいう。以下同じ。)の基礎研修

イ 家庭的保育者(保育士資格を有しない者に限る。)は、次に掲げるいずれかの研修を修了した者とする。

(ア) 子育て支援員研修の専門研修(地域保育コース(地域型保育))及び家庭的保育者等研修の認定研修

(イ) 家庭的保育者等研修の基礎研修及び認定研修

ウ ア及びイの規定にかかわらず、認可基準条例の施行の日前に、小規模保育運営支援事業実施要綱(平成26年5月29日付け雇児発0529第19号別紙)、グループ型小規模保育事業実施要綱(同日付け雇児発0529第20号別紙)又は家庭的保育事業実施要綱(同日付け雇児発0529第22号別紙)に基づき、家庭的保育者としてこれらの事業に従事していた者については、家庭的保育者とみなす。

エ 家庭的保育補助者は、次に掲げるいずれかの研修を修了した者とする。

(ア) 子育て支援員研修の基本研修及び専門研修(地域保育コース(地域型保育))

(イ) 家庭的保育者等研修の基礎研修(小規模保育運営支援事業実施要綱に基づき実施された同等の研修を含む。)

オ アからエまでの研修の修了状況については、当該研修の実施主体(市長、都道府県知事若しくは他の市区町村長又は市長、都道府県知事若しくは他の市区町村長が指定した研修事業者であるものをいう。以下同じ。)が発行する修了証書により確認するものとする。

(2) 小規模保育事業A型

ア 認可基準条例第31条第2項の保育士の数は、常勤の保育士によって満たすことを基本とし、その算定方法は、以下のとおり、年齢別に乳幼児の数を配置基準で除し、小数点以下1位未満の端数があるときはこれを切り捨て、各々を合算した値の小数点以下の端数を四捨五入したもの（1未満の場合は、1）に1を加えた数とする。

$$\begin{aligned} \text{必要配置数} &= (0\text{歳児の数} \times 1 / 3) \\ &+ \{ (1\text{歳児の数} + 2\text{歳児の数}) \times 1 / 6 \} \\ &+ 1 \end{aligned}$$

イ 開所時間の始期、終期の前後の時間帯等で乳幼児がごく少数となる場合については、常時複数の保育士の配置までは求めないが、保育士1人となる時間帯を必要最小限とし、事故等の緊急対応や異年齢への配慮など、適切な運営体制の確保が求められること。

＜「ごく少数となる場合」の定義＞

年齢別に乳幼児の数を配置基準で除し、小数点以下1位未満の端数があるときはこれを切り捨て、各々を合算した値が0.4以下となる場合

ウ アの規定にかかわらず、事業所本来の事業の円滑な運営を阻害せず、保育時間や保育する乳幼児の数の変化に柔軟に対応すること等により、乳幼児の処遇水準の確保が図られる場合で、次の条件の全てを満たす場合には、常勤以外の保育士を充てることができる。

(ア) 常勤の保育士が各組や各グループに1人以上(乳児を含む各組や各グループであって当該組・グループに係る配置基準上の定数が2人以上の場合は、最低2人)配置されていること。

(イ) 常勤の保育士に代えて常勤以外の保育士を充てる場合の当該常勤以外の職員の合計勤務時間数が、常勤の職員を充てる場合の勤務時間数を上回ること。

エ ウの規定により常勤以外の保育士を充てる場合は、「保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)」による乳幼児の発達に応じた組やグループ編成を適切に行うとともに、これを明確にしておくこと。

(3) 小規模保育事業B型

ア 認可基準条例第33条第2項の保育士又は保育従事者の数は、(2)アに規定する算定方法により算出し、その半数以上は保育士とする。

イ (2)イの規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、(2)イの規定中「常時複数の保育士」とあるのは「常時複数の

「保育士又は保育従事者」と読み替えるものとする。

ウ イの規定において読み替えて準用する(2)イの規定により1人が配置される時間帯にあっては、当該者は保育士であること。

エ (2)ウ及びエの規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、(2)ウ及びエの規定中「保育士」とあるのは、「保育士又は保育従事者」読み替えるものとする。

オ 保育従事者は、次に掲げるいずれかの研修を修了した者とする。

(ア) 子育て支援員研修の基本研修及び専門研修(地域保育コース(地域型保育))

(イ) 家庭的保育者等研修の基礎研修(小規模保育運営支援事業実施要綱に基づき実施された同等の研修を含む。)

カ オの研修の修了状況については、当該研修の実施主体が発行する修了証書により確認するものとする。

(4) 居宅訪問型保育事業

ア 居宅訪問型保育事業に従事する家庭的保育者は、居宅訪問型保育研修(多様な保育研修事業実施要綱に定める研修カリキュラムに基づいて適正に行われた研修をいう。)の基礎研修及び専門研修を修了した者とする。ただし、認可基準条例第37条第1号に規定する保育を実施しない場合は、基礎研修のみで足りる。

イ 居宅訪問型保育に従事する家庭的保育者が保育士資格を有しない者である場合は、アの研修のほか、家庭的保育者等研修の認定研修を修了すること。

ウ ア及びイの研修の修了状況については、当該研修の実施主体が発行する修了証書により確認するものとする。

(5) 保育所型事業所内保育事業

ア 認可基準条例第43条第2項の保育士の数は、常勤の保育士によって満たすことを基本とし、その算定方法は、以下のとおり、年齢別に乳幼児の数を配置基準で除し、小数点以下1位未満の端数があるときはこれを切り捨て、各々を合算した値の小数点以下の端数を四捨五入することによる。

$$\text{必要配置数} = (0\text{歳児の数} \times 1 / 3)$$

$$+ \{ (1\text{歳児の数} + 2\text{歳児の数}) \times 1 / 6 \}$$

イ 保育に当たっては、常時複数の保育士を配置すること(認可基準条例附則第4項に規定する特例を適用する場合を除く。)。

ウ (2)ウ及びエの規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。

(6) 小規模型事業所内保育事業

- ア 認可基準条例第46条第2項の保育士又は保育従事者の数は、(2)アに規定する算定方法により算出し、その半数以上は保育士とする。
- イ (2)イの規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、(2)イの規定中「常時複数の保育士」とあるのは「常時複数の保育士又は保育従事者」と読み替えるものとする。
- ウ イの規定において読み替えて準用する(2)イの規定により1人が配置される時間帯にあっては、当該者は保育士であること。
- エ (2)ウ及びエの規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、(2)ウ及びエの規定中「保育士」とあるのは、「保育士又は保育従事者」と読み替えるものとする。
- オ 保育従事者は、次に掲げる研修を修了した者とする。

(ア) 子育て支援員研修の基本研修及び専門研修(地域保育コース(地域型保育))

(イ) 家庭的保育者等研修の基礎研修(小規模保育運営支援事業実施要綱に基づき実施された同等の研修を含む。)

カ オの研修の修了状況については、当該研修の実施主体が発行する修了証書により確認するものとする。

(7) 「保育所等における利用乳幼児がいない時間帯の保育士配置の考え方について(令和2年2月14日子保発0214第1号厚生労働省子ども家庭局保育課長通知)」の趣旨に鑑み、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型、保育所型事業所内保育事業及び小規模型事業所内保育事業において、当該事業を行う事業所の開所時間中に、全ての乳幼児が帰宅するなどにより乳幼児のいない時間帯が生じた場合にあっては、(2)ア、(3)ア、(5)イ及び(6)アの規定にかかわらず、保育士又は保育従事者を配置しないことができる。ただし、以下に掲げる要件を満たす場合に限る。

ア 突発的な事由により関係行政機関又は保護者が当該事業所に連絡する場合に備えて、当該事業所の開所時間内において隨時円滑に管理者等へ連絡が取れるよう、開所時間中は管理者、管理者の権限を代行する者等が常駐する、職員間の連絡体制を整備するなど、確実な連絡手段、連絡体制が確保されていると認められること。

イ タイムカード、ICカードによる記録、情報機器端末の使用記録等の客観的記録を基礎として、乳幼児の登所及び降所の時間並びに保育士又は保育従事者の出勤及び退勤の時間の状況を把握し、現に当該事業所において保育されている乳幼児の数と乳幼児の保育に従事してい

る保育士又は保育従事者の数が確認できること。

- (8) 小規模保育事業A型、小規模保育事業B型、保育所型事業所内保育事業及び小規模型事業所内保育事業においては、子ども・子育て支援法に基づき市町村（特別区含む。）が認定した保育必要量の範囲内で、各保護者の希望に応じた保育の提供がなされるべきものであり、(7)の規定による取扱を実施することにより、各保護者の希望に基づく当該事業の利用が阻害されることがないよう、十分に配慮する必要があること。保護者が乳幼児を預けることをためらうような依頼等も適切ではない。
- (9) 認可基準規則第9条第2号に規定する家庭的保育事業所等は、次に掲げるいずれかの施設とする。
- ア 児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等を行う事業所
- イ 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設
- ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。）
- エ 認可外保育施設（児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設（児童福祉法施行規則第49条の2で定めるものを除く。）であって、同法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（児童福祉法第58条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第22条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。）をいう。）
- (10) 認可基準条例附則第4項に規定する第31条第2項各号又は第43条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、年齢別に乳幼児の数を配置基準で除し、小数点以下1位未満の端数があるときはこれを切り捨て、各々を合算した値が1.4以下となるときとする。
- (11) 認可基準条例附則第5項の規定により幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭（以下「幼稚園教諭等」という。）の普通免許状を有する者を保育士とみなす場合において、保育に従事したことのない幼稚園教諭等に対しては、子育て支援員研修等の必要な研修の受講を促すこと。
- (12) 認可基準条例附則第6項の規定により保育士と同等の知識及び経験を

有すると市長が認める者を保育士とみなす場合は、保育士とみなされた者に対し、保育士資格の取得を促していくこと。

- (13) 認可基準条例附則第4項から第7項までに規定する特例の対象となる事業所は、過去3年間の指導監査において、市長から勧告や改善命令等を受けていないものとする。

3 調理員

- (1) 家庭的保育事業所のうち、定員3人以下の中にあっては、家庭的保育補助者が調理員を兼ねることができる。
- (2) 保育所型事業所内保育事業所のうち、定員が20人以上40人以下のものにあっては1人以上、定員が41人以上のものにあっては2人以上、定員が151人以上のものにあっては3人以上調理員を配置すること。

4 嘴託医

家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。)にあっては、嘴託医及び歯科嘴託医をそれぞれ1人以上確保すること。嘴託医及び歯科嘴託医については、直接契約等により委嘱する場合にあっては医師との間で契約書を、連携施設から別表6の1(2)嘴託医に関する支援を受ける場合にあっては連携施設との間で協定書、契約書等を締結すること。

第7 運営

1 保育時間・開所時間・休所日

(1) 保育時間

家庭的保育事業等の保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して(2)に規定する開所時間内で、事業者が定めるものとする。

(2) 開所時間

事業所の開所時間(居宅訪問型保育事業所にあっては、居宅訪問型保育事業に係る保育を提供する時間)は、1日につき連続した11時間以上を原則とする。

(3) 休所日

事業所の休所日(居宅訪問型保育事業所にあっては、居宅訪問型保育事業に係る保育を提供する日)は、原則、次に掲げるとおりとする。ただし、当該日の開所(居宅訪問型保育事業所にあっては、当該日に居宅訪問型保育事業に係る保育を提供すること。)を妨げない。

ア 日曜日

イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 保育内容

保育の内容及び運営等については、次に掲げる事項に基づき、乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしいものでなければならない。

- (1) 家庭的保育事業等の保育は、「保育所保育指針」に準じて実施すること。
- (2) 事業者は、地域における子育て支援のため、その社会的役割を認識し、関係機関と連携し、行動すること。
- (3) 事業者は、認可基準条例第6条第4項の趣旨を踏まえ、福祉サービス第三者評価の受審及び結果の公表並びに結果に基づく改善に努めること。

3 保険への加入

事業者は事業を実施するにあたり、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付、施設賠償責任保険、児童傷害保険又はこれらに類すると認められる保険等に加入しなければならない。

4 食事の提供

(1) 食事の提供における衛生管理

食事の提供における衛生管理は、「社会福祉施設における衛生管理について(平成9年3月31日社援施第65号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課・社会・援護局施設人材課・老人保健福祉局老人福祉計画課・児童家庭局企画課長連名通知)」の別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」を参考とし、越谷市保健所等の指導に従い、適切に行うこと。

(2) 調理業務の委託

乳幼児に対する食事の提供は、事業所の職員により行われることが原則であるが、調理業務を委託する場合は、「保育所における調理業務の委託について(平成10年2月18日児発第86号厚生省児童家庭局長通知)」に定めるところに準ずること。

(3) 食事の提供の特例

乳幼児に対する食事の提供は、事業所内での自園調理が原則であるが、認可基準条例第18条の規定により搬入施設から食事を搬入する場合は、次に掲げることに留意し適切に行うこと。

ア 搬入施設からの搬入に当たっては、「保育所における調理業務の委託について(平成10年2月18日児発第86号厚生省児童家庭局長通知)」の内容に十分留意すること。

イ 食を通じた乳幼児の健全育成については、「保育所における食を通

じた子どもの健全育成(いわゆる「食育」)に関する取組の推進について(平成16年3月29日雇児保発第0329001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)」、「第3次越谷市健康づくり行動計画・食育推進計画」等を参考にすること。

ウ 搬入施設については、認可基準条例第18条第2項第1号及び第2号の規定により、連携施設又は事業者と同一法人若しくは関連法人が運営する小規模保育事業所若しくは事業所内保育事業所、社会福祉施設、医療機関等であること。すでに搬入施設が外部搬入しており当該外部搬入先から搬入するような、搬入施設を介した外部搬入については、食事提供の責任は事業者にあること、管理者が業務上必要な注意を果たし得る体制及び契約内容を確保する必要があることから、認められない。

エ ウの規定にかかわらず、家庭的保育者が自身の居宅において家庭的保育事業を実施する場合については、認可基準条例第18条第2項第3号の規定により、保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、市長が適当と認めるものから食事を搬入することができる。当該事業者の適否の判断に際しては、調理業務の受託実績等により判断するものとし、特に、家庭的保育事業が3歳未満の乳幼児を対象とする事業であることに鑑み、離乳食等にも適切に対応できるものでなければならない。

(4) 調理する者に対する綿密な注意

家庭的保育事業等において調理又は調乳を担当する職員については、定期的な健康診断に加え、月に1回以上の検便を実施すること。また、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)に従い、雇入れの際又は調理若しくは調乳業務への配置換えの際の検便を適切に実施し、検査結果を確認した上で調理又は調乳業務に従事させること。

(5) 居宅訪問型保育事業の適用除外

居宅訪問型保育事業は保育を必要とする乳幼児の居宅での保育であり、当該乳幼児の保護者が食事を用意し、居宅訪問型保育事業者は食事の提供を行わないことから、(1)から(4)までの規定については、居宅訪問型保育事業には適用しない。

5 安全計画の策定

認可基準条例第8条の2に規定する安全計画については、「保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について(令和4年12月15日厚生労働省子ども家庭局保育課通知)」を参考に、策定すること。

6 車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置

認可基準条例第8条の3第2項に規定する「ブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置」は、国土交通省が令和4年12月20日に策定・公表した「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合するものであること。

7 インクルーシブ保育

認可基準条例第12条の規定に基づき、インクルーシブ保育を行う場合は、「保育所等におけるインクルーシブ保育に関する留意事項等について（令和4年12月26日厚生労働省子ども家庭局保育課等通知）」に定めるところによること。

8 苦情解決

認可基準条例第23条第1項の措置については、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針（平成12年6月7日厚生省大臣官房障害保健福祉部長・社会・援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長通知別紙）」に準じ、適切な措置を講ずること。

第8 連携施設

事業者（居宅訪問型保育事業者を除く。）は認可基準条例第7条の規定により、別表6に掲げる事項に係る連携協力をを行う連携施設を確保することとし、連携内容を明確にした協定書、契約書等を連携施設と締結すること。

連携施設の確保が困難である場合は、認可基準条例附則第2項の規定により令和11年度末までに連携施設を確保すればよいものとする。

第9 地域型保育給付費の額の算定に係る基準

事業者は、子ども・子育て支援法第29条第1項に規定する地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として市の確認を受けることから、職員の配置及び運営の内容については、第6及び第7に掲げる要件を満たすほか、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）」において必要とされる要件を満たすこと。

附 則（平成27年6月1日市長決裁）

この基準は、市長決裁の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成28年6月7日市長決裁)

この基準は、市長決裁の日から施行する。

附 則(平成30年3月29日市長決裁)

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和元年10月28日市長決裁)

この基準は、市長決裁の日から施行する。

附 則(令和2年3月31日市長決裁)

この基準は、市長決裁の日から施行する。

附 則(令和2年12月28日市長決裁)

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和6年6月28日市長決裁)

この基準は、市長決裁の日から施行する。

附 則(令和7年3月28日市長決裁)

この基準は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1　社会福祉法人等が事業者となる場合の要件

- 1　児童福祉法第34条の15第3項第4号に掲げられた基準に該当しないこと。
- 2　認可基準条例第9条に抵触しないこと。
- 3　家庭的保育事業等の運営については、事業者が経営する事業の全体の財務内容が不健全でなく、事業を運営するに当たって安定性が見込まれなければならないこと。次のいずれかに該当する場合は、少なくとも財務内容が不健全でないことに当たらない。
 - (1)　直近の会計年度において債務超過(負債総額が資産総額を超えていることをいう。以下同じ。)となっている。
 - (2)　直近3年間の会計年度において、3年間連續して損失を計上している。
 - (3)　租税公課を滞納している。
- 4　国又は地方公共団体以外の者から土地又は建物の貸与を受けて家庭的保育事業等を行う場合は、別表3に掲げる要件のうち、1から3及び5(居宅訪問型保育事業を行う場合にあっては、2、3及び5)を全て満たすこと。
- 5　認可を受けるにあたり、別表5の1に掲げる条件を遵守できること。

別表2 社会福祉法人等以外の者が事業者となる場合の要件

- 1 家庭的保育事業等を行うために必要な経済的基礎として、次に掲げる要件をいずれも満たすこと。
 - (1) 事業者(居宅訪問型保育事業者を除く。)は、事業所(居宅訪問型保育事業所を除く。)の用に供する土地及び建物いずれについても、所有権を有し、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。)を行う場合は、別表3に掲げる要件を満たすこと。居宅訪問型保育事業を行う場合であって、居宅訪問型保育事業の用に供する土地又は建物について国又は地方公共団体以外の者から貸与を受ける場合は、別表3に掲げる要件のうち、2、3及び5を満たすこと。
 - (2) 家庭的保育事業等の年間事業費の1/2分の2以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。
 - (3) 直近の会計年度において、家庭的保育事業等を経営する事業以外の事業を含む当該主体全体の財務内容について、債務超過でないこと、3年以上連續して損失を計上していないこと、租税公課を滞納していないこと等財務内容が適正であること。
- 2 家庭的保育事業等の経営者(その者が法人である場合にあっては、当該法人の経営担当役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)とする。以下同じ。)が社会的信望を有すること。
- 3 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。((1)及び(2)のいずれにも該当するか、又は(3)に該当すること。)
 - (1) 実務を担当する幹部職員が保育所並びに保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業等及び越谷市家庭保育室(廃止前の越谷市家庭保育条例によるものをいう。)において2年以上勤務した経験を有する者若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること又は経営者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。
 - (2) 小規模保育事業所及び定員6人以上の事業所内保育事業所にあっては、社会福祉事業の知識経験を有する者、保育サービスの利用者(これに準ずる者を含む。)及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会(事業の運営に関し、当該事業者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。)を設置すること。

- (3) 経営者に、保育サービスの利用者及び実務を担当する幹部職員を含むこと。
- 4 法第34条の15第3項第4号に掲げられた基準に該当しないこと。
- 5 認可基準条例第9条に抵触しないこと。
- 6 認可を受けるにあたり、別表5の2に掲げる条件を遵守できること。

別表3 国又は地方公共団体以外の者から土地又は建物の貸与を受けて家庭的保育事業等を行う場合の要件

- 1 貸与を受けている土地又は建物について、地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。ただし、次のいずれかに該当し、安定的な事業の継続の確保が図られると市長が判断する場合は、この限りでない。
 - (1) 次に掲げるいずれかに該当すること。
 - ア 建物の賃貸借期間が賃貸借契約書において10年以上とされていること。
 - イ 建物の賃貸借期間が10年未満であっても事業者が希望すれば更新が可能であり、通算10年以上の賃貸借期間を確保できる見込みがあること。
 - (2) 貸主が地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人又は地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体であること。
- 2 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること。
- 3 安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
- 4 3とは別に、1年間の賃借料の2分の1に相当する額の資金を安全性があり、かつ換金性の高い形態(普通預金、定期預金、国債等)により保有していること。
- 5 賃借料及びその財源が收支予算書に適正に計上されていること。

別表4 事業所の構造、設備等の基準

1 家庭的保育事業

設備区分	基準設備・面積等
乳幼児の保育を行う専用の部屋	<p>(1) 乳幼児の保育を行う専用の部屋の面積は、9.9m²(定員が4人の場合は13.2m²、5人の場合は16.5m²)以上とし、当該面積については、有効面積で確保すること。有効面積の算定に当たっては、内法面積から押入れ、ロッカー、収納スペース等の造付け・固定造作物の面積を控除すること。</p> <p>※有効面積に含めることができる物の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事の際に使用する机、椅子 ・遊びの時間に使用する遊具 ・吊り戸棚等で、床上から概ね140cm程度の空間を確保したもの ・ベビーベッド（乳幼児のために使用する場合に限る。） <p>(2) 認可基準条例第5条第2項の規定により、最低基準を理由として乳幼児の保育を行う専用の部屋の面積を減少させることは認められないが、その要因となる事案が保育の質の向上に資するものであり、かつ、乳幼児への影響が少ないものであると市長が認める場合は、この限りでない。</p> <p>※本取扱い等による乳幼児1人当たりの面積が減少することについては、本条の規定が最低基準を理由として、設備を低下させはならないとするものであるため、許容される。</p> <p>(3) ほふくをする乳幼児とほふくをしない乳幼児を同じ部屋で保育する場合は、ベビーフェンス、ベビーベッド等で区画すること。</p> <p>(4) 設置階は1階とする。当該設置階の判断に当たっては、避難階(直接地上へ通ずる出入口のある階をいう。以下同じ。)を1階とするものとし、人口地盤及び立体的遊歩道が事業所を設置する建物の途中階に接続し、当該階が避難階と認められる場合にあっては、当該階を1階とみなすことができる。</p> <p>(5) 保育に必要な遊具を備えること。</p>
調理設備	<p>(1) 給食の量に応じた設備及び面積を有し、乳幼児が簡単に立ち入ることがないようベビーフェンス等で区画され、衛生的な状態が保たれていること。</p> <p>(2) 調理設備の具体例は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 冷凍冷蔵庫があること。当該冷凍冷蔵庫は、検食をマイナス20℃以下で2週間以上保存可能であることが望ましい。</p> <p>イ シンクがあること。</p> <p>ウ 給食の量に応じた数のコンロがあること。</p> <p>エ 調理台及び配膳台があること。配膳台は、配膳車と兼ねることができる。</p> <p>オ オーブンがあることが望ましいこと。当該オーブンは、電子レンジに付属する機能で可とする。</p> <p>カ 手洗い器、食器消毒保管庫、食器洗浄機があることが望ましいこと。</p> <p>(3) 連携施設等からの外部搬入の場合は、再加熱を行うための設備、冷蔵庫等の保存のための設備、給食を配膳するための適切な用具及びスペース、体調不良児等の対応に支障が生じない設備等を有すること。</p>
便所	(1) 便所は、保育を行う専用居室及び調理設備と区画されており、かつ乳幼児が安全に使用することができるものであること。

	(2) 設置階は1階とする。
屋外遊戯に適した庭	<p>(1) 面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3m²あり、幼児が実際に遊戯可能な面積であること。</p> <p>(2) 事業所付近にある公園、広場、寺社境内等を屋外遊戯に適した庭として使用する場合の要件は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>ア 屋外活動及び移動に当たっての安全が確保されており、事業所からの距離が、日常的に幼児が使用できる程度(事業所から幼児同伴で徒歩10分程度の範囲内にあること。以下同じ。)であること。</p> <p>イ 公園、広場、寺社境内等の所有権等を有する者が地方公共団体、公共的団体その他地域の実情に応じて信用力の高い主体であり、事業者による安定的かつ継続的な使用が確保されると認められる主体であること。</p>

2 小規模保育事業

設備区分	基準設備・面積等
保育室等 (乳児室、 ほふく室、 保育室、 遊戯室)	<p>(1) 保育室等の面積は、乳幼児1人につき3.3m²以上とし、当該面積については、それぞれ有効面積で確保すること。有効面積の算定に当たっては、内法面積から押入れ、ロッカー、収納スペース等の造付け・固定造作物の面積を控除すること。</p> <p>※有効面積に含めることができる物の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事の際に使用する机、椅子 ・遊びの時間に使用する遊具 ・吊り戸棚等で、床上から概ね140cm程度の空間を確保したもの ・ベビーベッド（乳幼児のために使用する場合に限る。） <p>(2) 認可基準条例第5条第2項の規定により、最低基準を理由として保育室等の面積を減少させることは認められないが、その要因となる事案が保育の質の向上に資するものであり、かつ、乳幼児への影響が少ないものであると市長が認める場合は、この限りでない。</p> <p>※本取扱い等による乳幼児1人当たりの面積が減少することについては、本条の規定が最低基準を理由として、設備を低下させはならないとするものであるため、許容される。</p> <p>(3) 乳児室とほふく室は別に設けることが望ましいが、別に設けることができない場合は、ベビーフェンス、ベビーベッド等で区画すること。</p> <p>(4) 設置階は1階とする。当該設置階の判断に当たっては、避難階を1階とするものとし、人口地盤及び立体的遊歩道が事業所を設置する建物の途中階に接続し、当該階が避難階と認められる場合にあっては、当該階を1階とみなすことができる。</p> <p>(5) 保育に必要な遊具を備えること。</p>
調理設備	<p>(1) 給食の量に応じた設備及び面積を有し、乳幼児が簡単に立ち入ることがないようベビーフェンス等で区画され、衛生的な状態が保たれていること。</p> <p>(2) 調理設備の具体例は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 冷凍冷蔵庫があること。当該冷凍冷蔵庫は、検食をマイナス20℃以下で2週間以上保存可能であること。</p> <p>イ シンクがあること。当該シンクは、複槽式シンクであることが望ましい。</p> <p>ウ 給食の量に応じた数のコンロがあること。</p> <p>エ 調理台及び配膳台があること。配膳台は、配膳車と兼ねることができる。</p> <p>オ オーブンがあることが望ましいこと。当該オーブンは、電子レンジに付属する機能で可とする。</p> <p>カ 手洗い器、食器消毒保管庫、食器洗浄機があることが望ましいこと。</p> <p>(3) 連携施設等からの外部搬入の場合は、再加熱を行うための設備、冷蔵庫等の保存のための設備、給食を配膳するための適切な用具及びスペース、体調不良児等の対応に支障が生じない設備等を有すること。</p>

便所	(1) 便所は、保育室等及び調理設備と区画されており、かつ乳幼児が安全に使用することができるものであること。 (2) 便所用の手洗設備が設けられていること。 (3) 認可定員に応じて幼児用の便器を設置することとし、その目安は満2歳以上の幼児15人につき1据とする。 (4) 汚物処理設備を設けることが望ましいこと。
屋外遊戯場	(1) 屋外遊戯場の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3m ² あり、幼児が実際に遊戯可能な面積であること。 (2) 事業所付近にある公園、広場、寺社境内等を屋外遊戯場として使用する場合の要件は、次に掲げるとおりとする。 ア 屋外活動及び移動に当たっての安全が確保されており、事業所からの距離が、日常的に幼児が使用できる程度であること。 イ 公園、広場、寺社境内等の所有権等を有する者が地方公共団体、公共的団体その他地域の実情に応じて信用力の高い主体であり、事業者による安定的かつ継続的な使用が確保されると認められる主体であること。

3 保育所型事業所内保育事業

設備区分	基準設備・面積等
保育室等 (乳児室、 ほふく室、 保育室、 遊戯室)	<p>(1) 乳児及び満2歳に満たない幼児は満2歳以上の幼児と発育・発達程度、生活リズム等が異なるため、乳児室又はほふく室は保育室とは別の区画とすることが望ましいこと。</p> <p>(2) 乳児室又はほふく室の面積は乳児及び満2歳に満たない幼児1人につき3.3m²以上、保育室又は遊戯室の面積は満2歳以上の幼児1人につき1.98m²以上とし、当該面積については、それぞれ有効面積で確保すること。有効面積の算定に当たっては、内法面積から押入れ、ロッカー、収納スペース等の造付け・固定造作物の面積を控除すること。</p> <p>※有効面積に含めることができる物の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事の際に使用する机、椅子 ・遊びの時間に使用する遊具 ・吊り戸棚等で、床上から概ね140cm程度の空間を確保したもの ・ベビーベッド（乳幼児のために使用する場合に限る。） <p>(3) 認可基準条例第5条第2項の規定により、最低基準を理由として保育室等の面積を減少させることは認められないが、その要因となる事案が保育の質の向上に資するものであり、かつ、乳幼児への影響が少ないものであると市長が認める場合は、この限りでない。</p> <p>※本取扱い等による乳幼児1人当たりの面積が減少することについては、本条の規定が最低基準を理由として、設備を低下させてはならないとするものであるため、許容される。</p> <p>(4) 乳児室とほふく室は別に設けることが望ましいが、別に設けることができない場合は、ベビーフェンス、ベビーベッド等で区画すること。</p> <p>(5) 保育に必要な遊具を備えること。</p>
調乳室	乳児用設備として、調乳室を設けること。調乳室は、独立の室であることが望ましいが、乳児室又はほふく室の内部を区画する方法であっても可とする。
沐浴室	乳児及び満2歳に満たない幼児用設備として、沐浴室を設けること。乳児及び満2歳に満たない幼児用便所、乳児室又はほふく室の内部を区画する方法であっても可とする。
医務室	静養できる機能を有し、医薬品等を常備する医務室を設けること。カーテン等で区画することができれば、事務室等との兼用も可とする。社員用の医務室を乳幼児用の医務室として活用する場合は、乳幼児の傷病時に適切に対応できること。
調理室等	<p>(1) 隣壁で区画され、衛生的な状態が保たれていること。</p> <p>(2) 汚染作業区域と非汚染作業区域とを明確に区別するため、原則として、検収場所、食品保管庫、下処理室、調理室前室、調理室を設けること。検収場所は下処理室との兼用も可とする。</p> <p>(3) 原則として、手洗い設備が各作業区域の入り口にあること。</p> <p>(4) 調理室は、給食の量に応じた設備及び面積を有し、調理設備の具体例は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 検食をマイナス20℃以下で2週間以上保存できる設備があること。</p> <p>イ シンクは、用途別に相互汚染しないよう設けること。</p> <p>ウ 給食の量に応じた数のコンロがあること。</p> <p>エ 調理台及び配膳台があること。配膳台は、配膳車と兼ねる</p>

	<p>ことができる。</p> <p>(5) 食器消毒保管庫等の調理器具、食器等が外部から汚染されない構造の保管設備を設けること。</p> <p>(6) 調理員用の便所は、原則として、別に設けること。</p> <p>(7) 定員30人以下の事業所であって(2)、(3)、(4)イ、(5)及び(6)によりがたい場合は、汚染作業と非汚染作業を明確に区分し食材の相互汚染を防止するなど、必要な措置をとること。</p> <p>(8) 事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を調理室として利用する場合は、離乳食やアレルギー対応など乳幼児に対する食事の提供が適切に行われる必要があること。</p> <p>(9) 連携施設等からの外部搬入の場合は、再加熱を行うための設備、冷蔵庫等の保存のための設備、給食を配膳するための適切な用具及びスペース、体調不良児等の対応に支障が生じない設備等を有すること。</p>
便所	<p>(1) 便所は、保育室等及び調理室と区画されており、かつ乳幼児が安全に使用することができるものであること。</p> <p>(2) 便所用の手洗設備が設けられていること。</p> <p>(3) 認可定員に応じて幼児用の便器を設置することとし、その目安は満2歳以上の幼児15人につき1据とする。</p> <p>(4) 乳児及び満2歳に満たない幼児用に汚物処理設備を設けることが望ましいこと。</p>
屋外遊戯場	<p>(1) 屋外遊戯場の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3m²あり、幼児が実際に遊戯可能な面積であること。</p> <p>(2) 事業所付近にある公園、広場、寺社境内等を屋外遊戯場として使用する場合の要件は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>ア 屋外活動及び移動に当たっての安全が確保されており、事業所からの距離が、日常的に幼児が使用できる程度であること。</p> <p>イ 公園、広場、寺社境内等の所有権等を有する者が地方公共団体、公共的団体その他地域の実情に応じて信用力の高い主体であり、事業者による安定的かつ継続的な使用が確保されると認められる主体であること。</p> <p>(3) 屋上を屋外遊戯場として使用する場合の要件は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>ア 保育所保育指針に示された保育内容の指導が、効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること。</p> <p>イ 当該建物は、耐火建築物であること。</p> <p>ウ 屋上施設として、便所、水飲み場等を設けること。</p> <p>エ 職員、消防機関等による救出に際して、支障のない程度の階数の屋上であること。</p> <p>オ 屋上から地上又は避難階に直通する避難用階段が設けられていること。</p> <p>カ 屋上への出入口の扉は、特定防火設備に該当する防火戸であること。</p> <p>キ 油その他の引火性の強いものを置かないこと。</p> <p>ク 屋上の周囲には金網を設けるものとし、その構造は、上部を内側に湾曲させる等乳幼児の転落防止に適したものとすること。</p> <p>ケ 警報設備は、屋上にも通ずるものとし、屋上から非常を知らせる設備についても配慮すること。</p> <p>コ 消防機関との連絡を密にし、防災計画等について指導を受けること。</p>

保育室等を 2階以上に 設ける場合 の基準	<p>(1) 保育室等を建物の2階以上に設ける場合、認可基準規則第7条に基づいて備えるべき設備については、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア 保育室等を2階以上の複数階にわたり設ける場合は、その事業所の構造設備の全てについて、最も高い階に設ける場合の基準を満たすこと。</p> <p>イ 認可基準規則第7条第3号に規定する歩行距離は、保育室等の最も遠い部分から測定すること。</p> <p>(2) 保育室等の設置階の判断に当たっては、避難階を1階とするものとし、人口地盤及び立体的遊歩道が事業所を設置する建物の途中階に接続し、当該階が避難階と認められる場合にあっては、当該階を1階とみなすことができる。</p>
--------------------------------	--

4 小規模型事業所内保育事業

設備区分	基準設備・面積等
保育室等 (乳児室、 ほふく室、 保育室、 遊戯室)	<p>(1) 保育室等の面積は、乳幼児1人につき3.3m²以上とし、当該面積については、それぞれ有効面積で確保すること。有効面積の算定に当たっては、内法面積から押入れ、ロッカー、収納スペース等の造付け・固定造作物の面積を控除すること。</p> <p>※有効面積に含めることができる物の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事の際に使用する机、椅子 ・遊びの時間に使用する遊具 ・吊り戸棚等で、床上から概ね140cm程度の空間を確保したもの ・ベビーベッド（乳幼児のために使用する場合に限る。） <p>(2) 認可基準条例第5条第2項の規定により、最低基準を理由として保育室等の面積を減少させることは認められないが、その要因となる事案が保育の質の向上に資するものであり、かつ、乳幼児への影響が少ないものであると市長が認める場合は、この限りでない。</p> <p>※本取扱い等による乳幼児1人当たりの面積が減少することについては、本条の規定が最低基準を理由として、設備を低下させはならないとするものであるため、許容される。</p> <p>(3) 乳児室とほふく室は別に設けることが望ましいが、別に設けることができない場合は、ベビーフェンス、ベビーベッド等で区画すること。</p> <p>(4) 保育に必要な遊具を備えること。</p>
調理設備	<p>(1) 給食の量に応じた設備及び面積を有し、乳幼児が簡単に立ち入ることがないようベビーフェンス等で区画され、衛生的な状態が保たれていること。</p> <p>(2) 調理設備の具体例は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 冷凍冷蔵庫があること。当該冷凍冷蔵庫は、検食をマイナス20℃以下で2週間以上保存可能であること。</p> <p>イ シンクがあること。当該シンクは、複槽式シンクであることが望ましい。</p> <p>ウ 給食の量に応じた数のコンロがあること。</p> <p>エ 調理台及び配膳台があること。配膳台は、配膳車と兼ねることができる。</p> <p>オ オーブンがあることが望ましいこと。当該オーブンは、電子レンジに付属する機能で可とする。</p> <p>カ 手洗い器、食器消毒保管庫、食器洗浄機があることが望ましいこと。</p> <p>(3) 事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を調理室として利用する場合は、離乳食やアレルギー対応など乳幼児に対する食事の提供が適切に行われる必要があること。</p> <p>(4) 連携施設等からの外部搬入の場合は、再加熱を行うための設備、冷蔵庫等の保存のための設備、給食を配膳するための適切な用具及びスペース、体調不良児等の対応に支障が生じない設備等を有すること。</p>

便所	(1) 便所は、保育室等及び調理設備と区画されており、かつ乳幼児が安全に使用することができるものであること。 (2) 便所用の手洗設備が設けられていること。 (3) 認可定員に応じて幼児用の便器を設置することとし、その目安は満2歳以上の幼児15人につき1据とする。 (4) 汚物処理設備を設けることが望ましいこと。
屋外遊戯場	(1) 屋外遊戯場の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3m ² あり、幼児が実際に遊戯可能な面積であること。 (2) 事業所付近にある公園、広場、寺社境内等を屋外遊戯場として使用する場合の要件は、次に掲げるとおりとする。 ア 屋外活動及び移動に当たっての安全が確保されており、事業所からの距離が、日常的に幼児が使用できる程度であること。 イ 公園、広場、寺社境内等の所有権等を有する者が地方公共団体、公共的団体その他地域の実情に応じて信用力の高い主体であり、事業者による安定的かつ継続的な使用が確保されると認められる主体であること。 (3) 屋上を屋外遊戯場として使用する場合の要件は、次に掲げるとおりとする。 ア 保育所保育指針に示された保育内容の指導が、効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること。 イ 当該建物は、耐火建築物であること。 ウ 屋上施設として、便所、水飲み場等を設けること。 エ 職員、消防機関等による救出に際して、支障のない程度の階数の屋上であること。 オ 屋上から地上又は避難階に直通する避難用階段が設けられていること。 カ 屋上への出入口の扉は、特定防火設備に該当する防火戸であること。 キ 油その他の引火性の強いものを置かないこと。 ク 屋上の周囲には金網を設けるものとし、その構造は、上部を内側に湾曲させる等乳幼児の転落防止に適したものとすること。 ケ 警報設備は、屋上にも通ずるものとし、屋上から非常を知らせる設備についても配慮すること。 コ 消防機関との連絡を密にし、防災計画等について指導を受けること。
保育室等を2階以上に設ける場合の基準	(1) 保育室等を建物の2階以上に設ける場合、認可基準規則第7条に基づいて備えるべき設備については、次の要件を満たすこと。 ア 保育室等を2階以上の複数階にわたり設ける場合は、その事業所の構造設備の全てについて、最も高い階に設ける場合の基準を満たすこと。 イ 認可基準規則第7条第3号に規定する歩行距離は、保育室等の最も遠い部分から測定すること。 (2) 保育室等の設置階の判断に当たっては、避難階を1階とするものとし、人口地盤及び立体的遊歩道が事業所を設置する建物の途中階に接続し、当該階が避難階と認められる場合にあっては、当該階を1階とみなすことができる。

別表 5 認可の条件

1 社会福祉法人等に対する条件

- (1) 児童福祉法、子ども・子育て支援法、認可基準条例、確認基準条例その他の関係法令及びこの基準に定める基準を維持するために、事業者に対して必要な報告を求めた場合には、これに応じること。
- (2) 確認基準条例第52条により準用された同条例第35条の規定を踏まえ、社会福祉法人会計基準(学校法人にあっては学校法人会計基準)に基づき、家庭的保育事業等を経営する事業に係る区分を設けること。
- (3) 毎会計年度終了後3か月以内に、会計に関し市が必要と認める書類に、家庭的保育事業等を経営する事業に係る現況報告書を添付して、市長に対して提出すること。

2 社会福祉法人等以外の者に対する条件

- (1) 児童福祉法、子ども・子育て支援法、認可基準条例、確認基準条例その他の関係法令及びこの基準に定める基準を維持するために、事業者に対して必要な報告を求めた場合には、これに応じること。
- (2) 確認基準条例第52条により準用された同条例第35条の規定を踏まえ、収支計算書又は損益計算書において、家庭的保育事業等を経営する事業に係る区分を設けること。
- (3) 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、前号に定める区分ごとに、企業会計の基準による「貸借対照表(流動資産及び流動負債のみを記載)」、「借入金明細書(別紙1)」及び「基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書(別紙2)」を作成すること。
- (4) 每会計年度終了後3か月以内に、次に掲げる書類に、家庭的保育事業等を経営する事業に係る現況報告書を添付して、市長に対して提出すること。
 - ア 前会計年度末における貸借対照表、前会計年度の収支計算書又は損益計算書その他会計に関し市長が必要と認める書類
 - イ 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、家庭的保育事業等を経営する事業に係る前会計年度末における企業会計の基準による「貸借対照表(流動資産及び流動負債のみを記載)」、「借入金明細書」及び「基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書」

別表 6 連携協力事項

1 保育内容の支援

(1) 認可基準条例第7条第1号に規定する保育の内容に関する支援については、3歳児に近い2歳児に対する集団保育の体験機会の提供のほか、具体的な連携内容の例として次に掲げる内容等が想定される。それぞれの事業者(居宅訪問型保育事業者を除く。以下同じ。)においては、当該提供する保育の内容等を踏まえ、連携施設からの必要な支援内容を設定すること。ただし、保育所型事業所内保育事業者については、保育内容の支援に係る連携施設を確保する義務はない。

ア 食事の提供に関する支援

連携施設から食事を搬入する場合にあっては、連携施設が献立を作成し、離乳食対応やアレルギー児対応、体調不良児対応等を含め、食事の調理、搬入を行うこと。事業所(居宅訪問型保育事業所を除く。以下同じ。)における自園調理の場合にあっては、連携施設が献立作成に関する助言等を行うこと。

イ 嘱託医に関する支援

連携施設と事業者で同一の嘱託医に委嘱し、必要に応じ、連携施設と事業者の合同で健康診断を行うこと。

ウ 園庭開放、合同保育等に関する支援

連携施設の運営に支障のない範囲で、園庭、運動場、屋外遊戯場を開放し、合同による保育を行うこと。特に、集団保育の必要性が生じてくる2歳児について、3歳児からの集団保育への円滑な移行のため、定期的な合同保育の場を設けること。このほか、発達に遅れのある可能性がある乳幼児の早期発見、保護者・家庭支援に係る助言・相談を行うこと。

(2) 保育内容の支援に係る連携施設は、原則、認定こども園、幼稚園又は保育所である必要があるが、認可基準条例第7条第2項及び第3項の規定により、認定こども園、幼稚園又は保育所以外のものを保育内容の支援に係る連携協力をを行う者として確保することができる。この場合において、当該協力をを行う者との間で、連携内容を明確にした協定書、契約書等を締結し、認可基準条例第7条第2項第2号ア及びイに掲げる要件を明示すること。

2 代替保育の提供

- (1) 事業所の職員の病気、休暇の取得、研修への参加等により保育を提供することができない場合に、必要に応じて代わって保育を提供すること。ただし、保育所型事業所内保育事業者については、代替保育の提供に係る連携施設を確保する義務はない。
- (2) 代替保育の提供に係る連携施設は、原則、認定こども園、幼稚園又は保育所である必要があるが、認可基準条例第7条第4項第1号及び第5項の規定により、認定こども園、幼稚園又は保育所以外のものを代替保育の提供に係る連携協力を行う者として確保することができる。この場合において、当該協力を行う者との間で、連携内容を明確にした協定書、契約書等を締結し、認可基準条例第7条第4項第1号ア及びイに掲げる要件を明示すること。
- (3) 認可基準条例第7条第5項第2号の事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者は、次に掲げるとおりとする。この場合において、当該小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者が連携協力する事業所に職員を派遣するときは、当該職員は、保育士又は子育て支援員研修(基本研修及び専門研修(地域保育コース(地域型保育)))の修了者のほか、看護師、准看護師、保健師又は助産師とするものとし、当該看護師、准看護師、保健師又は助産師については、乳幼児保育の経験がある者又は乳幼児保育の研修を受けている者が望ましい。
 - ア 小規模保育事業者又は事業所内保育事業者
 - イ 第2種社会福祉事業である一時預かり事業を運営する者
 - ウ 同一法人又は関連法人であって社会福祉施設、児童福祉施設等を運営する者
 - エ 企業主導型保育事業所(子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設をいい、児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。以下同じ。)を運営する者

3 卒園後の受入れ先の設定

- (1) 卒園後の確実な受入れ先があることにより、保護者の安心、ひいては事業の安定性の確保につながることから、当該受入れ先の確保をすること。ただし、事業所内保育事業所を利用する者のうち、従業員枠利用者については、卒園後の受入れ先として連携施設を確保する義務はない。
- (2) 卒園後の受入れ先としての連携施設は、原則、認定こども園、幼稚園

又は保育所である必要があるが、認可基準条例第7条第6項及び第7項の規定により、定員20人以上の企業主導型保育事業所又は地方公共団体から運営費補助を受けている認可外保育施設のうち、市長が適当と認めるものを卒園後の受入れ先に係る連携協力を行う者として確保することができる。この場合において、当該協力を行う者との間で、連携内容を明確にした協定書、契約書等を締結すること。

(3) 認可基準条例第7条第7項の市長が適当と認めるものは、次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 3歳以上の就学前児童について定員を設定し、恒常的に3歳以上の就学前児童を受け入れていること。

イ 事業所と連携する際は、当該事業所の卒園児の利用枠を設けること。

ウ 市内の認定こども園の園庭、幼稚園の運動場及び保育所の屋外遊戯場の整備状況を踏まえ、外遊びや全身運動の機会を十分確保すること。

エ 3歳以上の就学前児童の教育・保育について、保育所保育指針等に準じて行われていること。特に、保育所保育指針等において、保育所等と小学校との連携に関し「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」を共有する等の記載が追加されたことを踏まえ、当該施設が行う就学前教育・保育と小学校教育との円滑な接続に資するような工夫がされていること。（小学校以降の教育は、「教科」があり、科学や国語といった教科に根ざしたある特定の視点や思考の枠組みを培っていくものとされる。一方、幼児期の教育は、教科ではなく環境を通して行う教育・保育であり、特定の視点に立つのではなくありのままを受け止め、幼児の体験を重視し、根源的な心の気付きを重視するものとされている。就学前教育・保育は、これらの違いを踏まえるとともに、小学校以降の教育を見通して、実践していく必要があることに留意すること。）

(4) (3)のア、ウ及びエの規定は、認可基準条例第44条第2項の規定により卒園後の受入れ先としての連携施設を確保する義務がないこととされている特例保育所型事業所内保育事業者について準用する。この場合において、(3)の規定中「第7条第7項」とあるのは「第44条第2項」と、(3)のエの規定中「当該施設」とあるのは「当該特例保育所型事業所内保育事業者」と読み替えるものとする。

別紙 1

借入金明細書(短期運営資金借入金を除く)

自 年 月 日
至 年 月 日

(単位 : 円)

区分	借入先	区分	期首残高 (①)	当期借入金 (②)	当期償還額 (③)	差引期末残高 ④=①+②-③ (うち1年以内 償還予定額)	元金償還 補助金	利率%	支払利息		返済期限	使途	担保資産		
									当期 支出額	利息補助 金収入			種類	地番 または内容	帳簿 価額
設備資金借入金						()									
						()									
						()									
						()									
						()									
	計					()									
長期運営資金借入金						()									
						()									
						()									
						()									
						()									
	計					()									
合計						()									

別紙 2

基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書

自 年 月 日
至 年 月 日

区分

資産の種類及び 名称	期首帳簿価額 (A) うち国庫 補助金等 の額	当期増加額 (B) うち国庫 補助金等 の額	当期減価償却額 (C) うち国庫 補助金等 の額	当期減少額 (D) うち国庫 補助金等 の額	期末帳簿価額 (E=A+B-C-D) うち国庫 補助金等 の額	減価償却累計額 (F) うち国庫 補助金等 の額	期末取得原価 (G=E+F)		摘要
							うち国庫 補助金等 の額	うち国庫 補助金等 の額	
基本財産 (有形固定資産)									
土地									
建物									
基本財産合計									
その他の固定資産 (有形固定資産)									
土地									
建物									
車輌運搬費									
○○○									
その他の固定資産 (有形固定資産)合計									
基本財産及びその 他の固定資産(有形 固定資産)計									
将来入金予定の償還補助金の額									
差引									